

霧島市公共下水道条例の一部改正について

霧島市公共下水道条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月11日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道条例(平成17年霧島市条例第282号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼務している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第4号中「専属する」を「選任する」に改める。

第8条の3第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第8条の4第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、鹿児島県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市公共下水道条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(提案理由)

政府における「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、常駐・専任規制等のアナログ規制の見直しが行われ、標準下水道条例(昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)が一部改正されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。